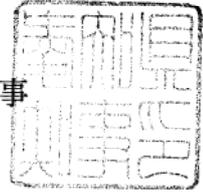


30環活第404-21号

令和元年7月5日

豊橋市長殿

愛知県知事



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設
整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見について（送付）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第
20条第5項の規定に基づき、その写しを送付します。

担 当 環境局環境政策部

環境活動推進課環境影響評価グループ

電 話 052-954-6211（ダイヤル）

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見

はじめに

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (3) ごみ焼却施設の処理方式は、3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。
- (4) 既存の豊橋市資源化センターのごみ処理施設（以下「既存施設」という。）には、ダイオキシン類等の有害物質が存在している可能性が考えられることから、解体撤去工事に伴う飛散又は流出防止対策を徹底すること。

2 騒音及び超低周波音

- (1) 事業実施区域の敷地境界では、現状で環境騒音の環境基準値を上回る地点があることから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、より低公害型の建設機械等の積極的な導入を図るとともに、これらの配置及び稼働時間帯等に配慮することにより、建設機械の稼働等及び機械等の稼働に係る騒音及び低周波音の更なる低減に努めること。
- (2) 資材等運搬車両及び廃棄物等運搬車両の運行に伴う道路沿道環境への影響をより一層低減するため、車両の運行ルートにおける走行割合等について沿道環境を踏まえて適切に設定するとともに、車両台数の抑制や低公害型車両の積極的な導入を図るなど環境負荷の低減に努めること。

3 水質、地盤・土壌

- (1) 工事中に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水による河川環境への影響が懸念されることから、沈砂槽、調整槽等の維持管理を適切に行うこと。

- (2) 新規施設用地について、工事着手前に土地の形質変更予定部分に対する土壤汚染の調査を実施した上で、それらの調査結果を踏まえ、汚染土壌の除去等の措置を適切に行うこと。

4 動物、生態系

- (1) 事業の実施に伴う地下水等による動物への影響について、ヒメタイコウチの生息環境への影響が懸念されることから、地下水等への影響を踏まえた適切な予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業の実施に伴う緑地の改変等による動物への影響が懸念されることから、事業の実施に当たっては、できる限り緑地の保全及び創出に努めること。
なお、既存施設の跡地利用を計画する際は、動物の生息環境に配慮すること。
- (3) 生態系において、特殊性の視点から地域を特徴付ける注目種として、ヒメタイコウチに係る影響についても予測及び評価を行うこと。

5 景観

施設を近傍から視認した際の影響を低減するため、建屋等の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。

6 廃棄物等

建設及び解体工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

7 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

8 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。

1 豊環保第 7 2 号
令和元年 5 月 8 日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 佐原 光



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理
施設整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成 31 年 4 月 5 日付け 30 環活第 404-7 号にて照会のあったこのことにつ
いて、下記のとおり回答いたします。

記

○環境の保全について

- ・周囲の環境に留意し、環境負荷低減に努めること。

○景観について

- ・今回の環境影響評価準備書では、周辺の景観への影響は回避・低減が図られてい
ると評価がされているが、建物の規模が大きいため、影響が多大になることも考
えられるので、今後の計画・設計においても周辺景観に調和をするような配慮を
すること。

【担当】

豊橋市環境部環境保全課 向谷
連絡先 0532-51-2385

